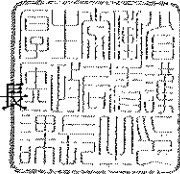




医政看発0214第2号
平成23年2月14日

(社) 全日本病院協会長 殿

厚生労働省医政局看護課長



「新人看護職員研修に関する検討会報告書」の送付について

平素より看護行政の推進にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、標記検討会において、看護の質の向上の観点から、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための新人看護職員研修について検討し、別添のとおり報告書を取りまとめましたので送付いたします。

同検討会においては、平成21年12月25日に中間まとめ及び新人看護職員ガイドラインを公表したところですが、今般、新人保健師、新人助産師の研修についての検討結果等を加え、とりまとめたものです。

すでにご承知のとおり、保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正により、新たに業務に従事する看護職員の臨床研修等が努力義務として規定され、平成22年4月1日より施行されております。

このため、新人看護職員を迎えるすべての医療機関等において、本報告書で提示した新人看護職員研修ガイドラインが活用され、新人看護職員研修が実施されることが期待されます。

つきましては、貴会傘下の団体等に対する本報告書の周知について、ご協力くださいますようお願い致します。

今後とも、新人看護職員研修の推進についてご理解を賜りますとともに、各般の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本報告書及び新人看護職員研修ガイドラインは、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000128o8.html>) に掲載されておりますことを申し添えます。

新人看護職員研修に関する検討会報告書（概要）

はじめに

医療の高度化、在院日数の短縮化、国民のニーズの変化を背景に、臨床現場で必要とされる臨床実践能力と看護基礎教育で修得する看護実践能力との間に乖離が生じており、新人看護職員の中には、就職後、リアリティショックによって早期に離職する者もいる。

こうした状況を踏まえ、「新人看護職員の臨床実践能力の向上に関する検討会報告書」（平成16年3月）において、新人看護職員の到達目標と研修指針を提示した。

さらに、「看護の質の向上と確保に関する検討会中間とりまとめ」（平成21年3月）において、新人看護職員研修の制度化・義務化を視野に入れた新人看護職員研修の必要性が指摘された。

また、平成21年7月の保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正により、新たに業務に従事する看護職員の臨床研修等が平成22年4月から努力義務化された。

これらを受けて、平成21年4月より新人看護職員研修について検討を行い、8回に渡る議論の後、平成23年2月14日に報告書を取りまとめた。

1-1. 新人看護職員研修ガイドライン

1) 新人看護職員研修の基本的な考え方

(1) 新人看護職員研修の理念

- ① 新人看護職員研修は、看護実践の基礎を形成するものとして、重要な意義を有する。
- ② 新人看護職員を支援し、周りの全職員が共に支え合い、成長することを旨とする。

(2) 研修体制

研修体制は、各施設の規模によって異なるため、例示として①新人看護職員、②実地指導者、③教育担当者、④研修責任者、⑤プログラムの企画・運営組織（委員会等）による組織例及びそれぞれの役割について示した。

2) 新人看護職員研修

(1) 研修内容と到達目標

新人看護職員が就労後1年以内に経験し修得を目指す項目とその到達の目安を提示した。

(2) 研修方法等

研修方法（現場での教育、集合研修等の組み合わせ等）、評価方法（評価時期等）について提示した。

獲得した能力蓄積等を目的とした研修手帳の活用について提示した。

研修プログラムの例について参考として提示した。

3) 実地指導者・教育担当者の育成

実地指導者及び教育担当者の①到達目標、②求められる能力、③研修プログラムの例を提示した。

4) 研修計画、研修体制等の評価

研修計画、研修内容等の評価内容等について示した。

1-2. 新人看護職員研修ガイドライン～保健師編～

新人保健師については、行政機関、医療機関、産業分野等の多様な分野で就労していること等による研修体制の多様性に加え、研修内容についても、個人・集団への保健指導、地域活動の促進及び保健医療福祉行政への参画等、保健師特有のものがあることから、新人保健師に求められる内容を中心に新人看護職員研修ガイドライン～保健師編～として作成した。

1) 研修体制

各施設の規模や特性、新人保健師数によっては、施設で完結した研修ができないことがあるため、研修を効率的かつ効果的に実施する例として、人材育成の中核となる保健所との連携について示した。

2) 研修内容と到達目標

新人保健師が就労後1年以内に経験し修得を目指す項目とその到達の目安を提示した。

上記の他、新人看護職員研修ガイドラインと同様に、研修方法等、実地指導者・教育担当者の育成等について提示した。

2. 今後の課題

1) 新人看護職員研修の普及

国は、都道府県及び医療機関等の取り組みに関する情報提供や研究の推進等の取り組みにより、新人看護職員研修事業の活用促進等を図る。

2) 中長期的展望に立った課題

医療現場や看護基礎教育の状況、研修成果等を勘案して、新人看護職員研修ガイドラインを適宜見直すことが必要である。

新人看護職員研修実施医療機関・施設及び指導者の育成に係る研修の認証等についても検討すべき課題である。

新人看護職員研修に関する検討会 報告書

平成23年2月14日

厚生労働省

<目次>

はじめに	1
1. 新人看護職員研修ガイドライン	2
2. 今後の課題	3
(1) 新人看護職員研修の普及について	3
(2) 中長期的展望に立った課題について	4

委員名簿

検討の経緯

(別添) 新人看護職員研修ガイドライン

はじめに

(検討の背景)

- 医療の高度化や在院日数の短縮化、医療安全に対する意識の高まりなどの国民のニーズの変化を背景に、臨床現場で必要とされる臨床実践能力と看護基礎教育で修得する看護実践能力との間には乖離が生じている。看護基礎教育においては、臨地実習で看護技術を経験する機会が限られる傾向にあり、新人看護職員(注)の中には、就職後、リアリティショックによって早期に離職する者もいる。こうした状況を踏まえ、良質な医療の提供体制の確立に向けて、看護職員の資質及び能力の一層の向上を図ることが急務となっている。

(注) 本報告書中、「新人看護職員」とは、免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師、准看護師をいう。

(これまでの取り組み)

- 厚生労働省では、新人看護職員の臨床実践能力の効果的かつ効率的な向上を図るため、平成16年3月に「新人看護職員の臨床実践能力の向上に関する検討会報告書」をまとめ、新人看護職員の到達目標と研修指針を示し、その普及を目的として、平成16年度から平成19年度まで研修責任者を対象とした研修を実施する等、新人看護職員研修に関する推進事業を実施したところである。

- 新人看護職員研修の制度化については、「医療安全の確保に向けた保健師助産師看護師法等のあり方に関する検討会まとめ」(平成17年11月)において、研修を制度化する必要性が極めて高いことが指摘されており、その後の看護基礎教育に関する検討においても新人看護職員研修に関する議論がなされてきたところである。さらに、「看護の質の向上と確保に関する検討会中間とりまとめ」(平成21年3月)において、看護基礎教育と臨床現場との乖離を埋めるためには、看護基礎教育の充実を図るとともに、新人看護職員研修の制度化・義務化を視野に入れた新人看護職員研修の実施内容や方法、普及方策について早急に検討し、実施に移すべきであるとされた。

- また、平成21年7月15日の保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正により、新たに業務に従事する看護職員の臨床研修等が平成22年4月1日から努力義務化された。これは、看護職員本人の責務として、免許を受けた後も臨床研修その他の研修を受け、資質の向上を図るように努めることが規定され、また病院等の開設者にも研修の実施と、看護職員の研修を受ける機会を確保できるようにするために必要な配慮に努めなければならないとされたものである。

(新人看護職員研修ガイドライン)

- こうしたことを背景として、厚生労働省においては、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するため、医療機関等の機能や規模に関わらず、新人看護職員を迎えるすべての医療機関等で新人看護職員研修が実施される体制の整備を目指し、平成 21 年 4 月 30 日に本検討会を設置し、同年 12 月 25 日に中間まとめ（以下「中間まとめ」という。）及び「新人看護職員研修ガイドライン」を提示した。

(新人保健師及び新人助産師の研修についてのガイドライン)

- 加えて、上記中間まとめにおいては、保健師及び助産師としての基本的な実践能力の獲得を目的とした研修についてガイドラインを作成する必要性が指摘されている。これを受けて本検討会の下に、平成 22 年 2 月に「新人看護職員研修に関する検討会助産師ワーキンググループ」、平成 22 年 6 月に「新人看護職員研修に関する検討会保健師ワーキンググループ」を設置し、「新人看護職員研修ガイドライン」に追加すべき内容等の検討を行ってきたところであり、今般、その検討結果がまとまり、「新人看護職員研修ガイドライン」に助産技術の到達目標等を加えるとともに、新人保健師に対応した「新人看護職員研修ガイドライン～保健師編～」の作成にいたったものである。（以下、「新人看護職員研修ガイドライン」及び「新人看護職員研修ガイドライン～保健師編～」を「新人看護職員研修ガイドライン」という。）

1. 新人看護職員研修ガイドライン（別添）

- 新人看護職員研修ガイドラインでは、新人看護職員が就労後 1 年以内に経験し修得を目指す項目とその到達の目安（到達目標）を示すとともに、研修体制や研修方法については、医療機関等の特性、研修に対する考え方、職員の構成等に合わせて柔軟に実施できることを目的として、参考例を示した。なお、到達目標の作成に当たっては、基礎教育との連動が重要であることから、基礎教育卒業時の到達目標と到達度との整合性を図りながら作成した。また、研修プログラムと技術指導の具体例を参考として示した。
- 新人看護職員研修ガイドラインは、医療機関等で研修を実施する際に必要となる以下の事項により構成している。
 - I 新人看護職員研修ガイドラインの基本的な考え方
 - II 新人看護職員研修
 - III 実地指導者の育成
 - IV 教育担当者の育成
 - V 研修計画、研修体制の評価

- 新人助産師研修については、多くの場合、新人看護職員研修と同様の施設において行われていること等から、研修の理念、基本方針、研修体制、指導者の育成等については、新人看護職員研修と同様であると考え、助産師が就労後1年間で到達すべき助産技術の到達目標、助産技術を支える要素及び技術指導の例について作成し、中間まとめで示した「新人看護職員研修ガイドライン」に追加した。
- 新人保健師研修については、基礎教育修了後の保健師の就労先が、行政機関、医療機関、産業分野等の多様な分野に渡っていること等により、その研修体制が多様であること、さらに、研修内容についても、個人・集団への保健指導、地域活動の促進及び保健医療福祉行政への参画等、保健師特有のものがあること等から、新人看護職員研修ガイドラインの内容を踏まえつつ、新人保健師に求められる内容を中心に「新人看護職員研修ガイドライン～保健師編～」を作成した。

2. 今後の課題

(1) 新人看護職員研修の普及について

- 中間まとめにおいて、新人看護職員研修の普及に向けて、①これまで新人看護職員研修を実施していなかった医療機関等に対するアドバイザーの派遣、②施設の研修責任者に対する研修、③総合的な研修を実施している施設の院内研修の公開等の方策が提示された。
- こうした指摘を踏まえ、厚生労働省において平成22年度から新人看護職員研修事業が創設され、①病院等が実施する新人看護職員ガイドラインに沿った新人看護職員研修、②都道府県が実施する医療機関等の研修責任者に対する研修、③新人看護職員研修の実施が困難な施設に対して都道府県が実施するアドバイザーの派遣等に対する支援が行われている。
- さらに、平成23年度予算案において、新たに、新人保健師や新人助産師の研修や教育担当者、実地指導者を対象とした研修に対する支援を行い、新人看護職員研修の充実を図ることとしている。
- 今後、都道府県及び医療機関等が、新人看護職員研修事業等を活用して新人看護職員研修に取り組み、さらにその研修の質の向上が図られるよう、

国には新人看護職員研修に関する都道府県、医療機関等の取り組みに関する情報提供や研修の質向上に関する研究の推進等、積極的な取り組みが求められる。

- また、新人看護職員研修の実施状況を外部評価団体等の評価基準の一つに盛り込むことも新人看護職員研修を普及する上で効果的と考えられる。

(2) 中長期的展望に立った課題について

- 新人看護職員研修ガイドラインは、新人看護職員を受け入れる医療現場等の状況や看護基礎教育の教育内容の見直し等の諸事情や研修成果を勘案して、適宜見直すことが必要である。
- 新人看護職員研修の目的の一つは看護の質の保証であり、これを明確にするため、新人看護職員研修ガイドラインに基づいた新人看護職員研修を修了した者に対して修了証を交付することが一つの方法として考えられる。修了証を交付する場合には、交付基準をどのように設定するのか、到達目標の達成状況を勘案するのかといった点を検討することが必要である。
- また、新人看護職員研修実施医療機関・施設及び指導者の育成に係る研修の認証等についても今後検討すべき課題である。
- 新人看護職員研修は、新人看護職員の実践能力向上を図るものであり、看護の質の保証に資するものであることから、今後更なる財政支援や診療報酬上の取り扱い等について議論が求められる。

委員名簿

新人看護職員研修に関する検討会

(○座長)

- | | |
|--------|------------------------|
| ○石垣 靖子 | 北海道医療大学看護福祉学部教授 |
| 猪又 克子 | 北里大学病院 教育看護科長 |
| 海辺 陽子 | がんと共に生きる会副理事長 |
| 上泉 和子 | 青森県立保健大学副学長 |
| 北村 聖 | 東京大学医学教育国際協力研究センター教授 |
| 熊谷 雅美 | 恩賜財団済生会横浜市東部病院副院長・看護部長 |
| 坂本 すが | 東京医療保健大学医療保健学部看護学科長 |
| 庄野 泰乃 | 徳島赤十字病院看護部長 |
| 西澤 寛俊 | 社団法人全日本病院協会長 |
| 福井 次矢 | 聖路加国際病院長 |
| 藤川 謙二 | 日本医師会常任理事 |
| (羽生田 俊 | 前 日本医師会常任理事 ※第7回まで) |
| 村上 睦子 | 国際看護交流協会技術参与 |

(五十音順／敬称略)

新人看護職員研修に関する検討会看護師ワーキンググループ

(○座長)

○石垣	靖子	北海道医療大学看護福祉学部教授	
	猪又	克子	北里大学病院教育看護科長
	熊谷	雅美	恩賜財団済生会横浜市東部病院副院長・看護部長
	庄野	泰乃	徳島赤十字病院看護部長

新人看護職員研修に関する検討会助産師ワーキンググループ

	坂本	すが	東京医療保健大学医療保健学部看護学科長
	島田	啓子	金沢大学大学院医学研究科教授
	福井	トシ子	前 杏林大学医学部付属病院看護部長
○村上	睦子		国際看護交流協会技術参与
	山本	智美	社会福祉法人聖母会聖母 病院副看護部長

新人看護職員研修に関する検討会保健師ワーキンググループ

	奥津	秀子	横浜市都筑区こども家庭支援課
	小野田	富貴子	富士通株式会社健康推進本部産業保健指導センター長
○上泉	和子		青森県立保健大学副学長
	河津	佐和子	日本赤十字社熊本健康管理センター保健看護部長
	佐伯	和子	北海道大学大学院保健科学研究所教授
	佐々木	隆一郎	長野県飯田保健所長
	猿山	悦子	栃木県小山市保健福祉部長
	野口	久美子	福岡県遠賀郡水巻町役場健康課長
	野村	美千江	愛媛県立医療技術大学保健科学部看護学科教授
	牧野	由美子	島根県健康福祉部医療統括監
	横関	身江	埼玉県狭山保健所副所長

(五十音順／敬称略)

検討の経緯

○新人看護職員研修に関する検討会

回数	開催日時	議事内容
第1回	平成21年 4月30日	1. 新人看護職員研修の現状と課題 2. 新人看護職員研修ガイドラインの素案について
第2回	平成21年 5月28日	1. 新人看護職員研修の現状について 2. 新人看護職員研修の到達目標と評価方法について 話題提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新人看護職員の臨床研修についての考え方 (済生会横浜市東部病院看護部長 熊谷雅美) ・ 新人看護師がどういう研修を望んでいるか (徳島赤十字病院看護部長 庄野泰乃) ・ 新人看護師技術チェックリストの使い方について (北里大学病院教育看護科長 猪又克子) ・ 新人看護師研修到達目標の現状 (東京医療保健大学医療保健学部看護学科学科長 坂本すが)
第3回	平成21年 7月9日	1. 新人看護職員研修の到達目標と評価について 2. 新人看護職員研修の研修方法について 話題提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床における新人教育・訓練の方法 (青森県立保健大学副学長 上泉和子)
第4回	平成21年 8月19日	1. 規模に応じた多様な研修実施のあり方について 2. 教育担当者研修について 話題提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新人看護職員研修に関する調査 集計結果 (社団法人全日本病院協会会長 西澤寛俊) ・ 当院における新人看護師研修の現状と課題 ((株) 日立製作所小平記念東京日立病院看護科長 田中百合子) ・ 教育担当者研修の実際 (東京医療保健大学医療保健学部看護学科学科長 坂本すが)

第 5 回	平成 21 年 9 月 18 日	1. 教育担当者研修について 2. 技術指導の具体例について 話題提供 ・ 当院における新人看護師教育担当者・実地指導者の位置 付け・役割・教育について (済生会横浜市東部病院看護部長 熊谷雅美) ・ 教育担当者研修の実際 (東京医療保健大学医療保健学部看護学科学科長 坂本すが) ・ 研修担当者育成について (北里大学病院教育看護科長 猪又克子)
第 6 回	平成 21 年 10 月 26 日	1. 新人看護師研修ガイドライン (案) について
第 7 回	平成 21 年 12 月 7 日	1. 新人看護師研修に関する検討会中間まとめ (案) について
第 8 回	平成 23 年 1 月 24 日	1. 新人看護職員研修に関する検討会報告書 (案) について

○新人看護職員研修に関する検討会看護師ワーキンググループ

回数	開催日時	議事内容
第 1 回	平成 21 年 6 月 8 日	1. ワーキンググループの進め方等について 2. 本日の検討事項について
第 2 回	平成 21 年 7 月 9 日	1. 「技術指導の具体例：与薬」案の各項目について検討 2. 「技術指導の具体例：療養上の世話」項目の検討

○新人看護職員研修に関する検討会助産師ワーキンググループ

回数	開催日時	議事内容
第 1 回	平成 22 年 2 月 18 日	1. ワーキンググループの進め方等について 2. 新人助産師研修について
第 2 回	平成 22 年 8 月 18 日	1. 新人助産師の到達目標と到達度 (案) について 2. 新人助産師の技術指導例 (新生児心肺蘇生法 (案)) について

○新人看護職員研修に関する検討会保健師ワーキンググループ

回数	開催日時	議事内容
第1回	平成22年 6月22日	1. ワーキンググループ設置と進め方等について 2. 新人保健師研修に関する現状と課題について 3. 新人保健師研修ガイドラインの内容について 話題提供 ・ 産業分野における新人保健師研修に関する現状と課題 （富士通株式会社健康推進本部産業保健指導センター長 小野田富貴子） ・ 当施設における新人保健師教育の現状と課題 （日本赤十字社熊本健康管理センター保健看護部長 河津佐和子）
第2回	平成22年 7月27日	1. 新人保健師研修ガイドライン素案について
第3回	平成23年 1月18日	1. 新人看護職員研修ガイドライン～保健師編～（案）について